

# 訪問看護利用料金表(医療保険) 令和6年6月～ 訪問看護ステーションるびなす

医療保険利用料金(保険の種類、年齢、公費負担の利用状況等によって負担割合が変わります)

健康 保 険	後期高齢者 →		1割、または3割(一定所得以上の方)
	国民健康保険	高齢受給者 →	2割
			3割(一定所得以上の方)
		一般患者 →	3割
		(義務教育就学前までは2割)	

内容			料金(円)	基本料金(利用者負担額)			
				1割負担	2割負担	3割負担	
基本 療 養 費 + 管 理 療 養 費	基本 療 養 費	訪問看護基本療養費Ⅰ (1日1回につき)	週3日目まで 5,550	555	1,110	1,665	
			週4日目以降 6,550	655	1,310	1,965	
			緩和・褥瘡ケアの専門看護師(同一日に共同の訪問看護)月1回に限り	12,850	1,285	2,570	3,855
			※「同一建物居住者」に同一日に他の方にも訪問した場合	3人以上(1人目から)			
			訪問看護基本療養費Ⅱ (1日1回につき)	週3日目まで 2,780	278	556	834
				週4日目以降 3,280	328	656	984
				緩和・褥瘡ケアの専門看護師(同一日に共同の訪問看護)月1回に限り	12,850	1,285	2,570
		訪問看護基本療養費Ⅲ	入院中で外泊した場合1~2回 8,500	850	1,700	2,550	
費 管 理	療 養 費	訪問看護管理療養費(1日につき)	月の初日 10,030	1,003	2,006	3,009	
			2日目以降 3,000	300	600	900	
状 態 や 訪 問 時 間 に よ り 基 本 料 金 に 加 算	難病等複数回訪問加算(1日につき) ※(厚生労働大臣が定める疾病等の利用者、または特別指示書が発行されている者)		1日2回訪問 4,500	450	900	1,350	
			1日3回以上 8,000	800	1,600	2,400	
	長時間訪問看護加算 厚生労働大臣が定める状態にある者、または特別指示書が発行されている者に対し、90分を超える訪問看護、週1回に限り		5,200	520	1,040	1,560	
	退院支援指導加算 退院当日に月に1回限り ※厚生労働大臣が定める疾病等の利用者		6,000	600	1,200	1,800	
	退院当日の長時間による退院支援指導加算 厚生労働大臣が定める状態にある者、または特別指示書が発行されている者		8,400	840	1,680	2,520	
	退院時共同指導加算(要件を満たすと2回まで算定可)		8,000	800	1,600	2,400	
		複数名訪問看護加算 ※厚生労働大臣が定める利用者に対し	週1回 4,500	450	900	1,350	
			週2回以降、3回目まで 3,000	300	600	900	
		特別管理加算(1月につき)	在宅酸素、人工肛門、褥瘡など 2,500	250	500	750	
			気管カニューレ、尿管など 5,000	500	1,000	1,500	
	特別管理指導加算 退院後特別な管理が必要な者に対し、退院時共同指導加算を算定した場合		2,000	200	400	600	
	緊急訪問看護加算(1日につき)		2,650	265	530	795	
	訪問看護ターミナルケア療養費(自宅での看取り加算)		25,000	2,500	5,000	7,500	
	在宅患者緊急時等カンファレンス加算(月2回まで算定)		2,000	200	400	600	
	在宅患者連携指導加算(月1回)		3,000	300	600	900	
	看護・介護職員連携強化加算(月1回)		2,500	250	500	750	
24時間対応体制加算(1月につき)		6,800	680	1,360	2,040		
訪問看護情報提供療養費(必要に応じ、1月につき1回)		1,500	150	300	450		
夜間18時~22時・早朝6時~8時訪問看護加算(1日につき1回)		2,100	210	420	630		
深夜22時~翌朝6時訪問看護加算(1日につき1回)		4,200	420	840	1,260		
保 険 外 の 料 金	休日、祭日訪問		上記料金のほか、別途3,000円追加				
	交通費		片道10km以上:1回訪問(往復)500円				
	その他 医療衛生消耗品等		実費				
	永眠時のケア		営業時間内10,000円 営業時間外12,000円				
	キャンセル料		2,000円				